



らない。

### (契約代金の請求)

第7条 乙は、対象機器の毎月分の積算カウンターの数値について、毎月末に甲の指定する検査職員の検査による合格を受けた後、甲の使用した複写及びプリント枚数を算出し、当該月の複写・プリント枚数から別表で定める控除率により算出した枚数を控除した枚数に、別表に定める単価を乗じるものとする。

2 乙は甲に対し、機器毎に前項の金額を算出し、これに消費税及び地方消費税額を加えた金額を翌月10日までに「官署支出官 石川労働局長」あて請求するものとする。

### (支払方法)

第8条 前条に基づく代金は、甲が乙から適法な請求書を受理した日から30日以内に乙に支払わなければならない。

### (支払遅延利息)

第9条 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、前条第1項の期限までに対価を支払わないときは、その翌日から起算して支払う日までの日数に応じ、当該未払金額に対し昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額（百円未満切捨）を遅延利息として乙に支払うものとする。

2 遅延利息が100円未満であるときは、甲乙共に支払うことを要せず、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

### (設置場所の移動)

第10条 甲は電子複写機を第3条に定める設置場所において使用するものとし、設置場所を変更する場合は予め乙に通知するものとする。この場合、電子複写機の移動は乙が実施しこれに要した費用は甲の負担とする。

### (再委託)

第11条 乙は、本業務の全部を第三者（乙の子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)に委託することはできない。

2 乙は、本業務の一部を再委託する場合には、様式1により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託の契約金額が50万円未満の場合は、この限りでない。

3 乙は、本業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

4 乙は、本業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

### **(再委託先の変更)**

第12条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第2項ただし書に該当する場合を除き、様式2の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

2 乙は、再委託先又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。以下同じ。）を受けた場合において、甲が再委託先の変更を求めた場合はこれに応じなければならない。

### **(履行体制)**

第13条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した様式3の履行体制図を甲に提出しなければならない。

2 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のために必要があると認めたときは、乙に対し報告を求めることができる。

### **(秘密の保守)**

第14条 乙及びその技術員は、保守の実施に当たって知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らしたり又は他の目的に利用してはならない。

### **(危険負担)**

第15条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなった場合は、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

### **(損害賠償)**

第16条 乙は、乙の技術員が甲の敷地内でする行為の全てについて責任を負うものとし、甲が実際に被った損害に限り、その損害を賠償するものとする。

### **(契約の解除)**

第17条 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合に乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第3号から第5号に該当すると認められるときは、何ら催促を要しない。

(1) 納入期限に合格品の受渡を終了しないとき

(2) 乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき

(3) 乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められ

るとき

(4) 甲が行う検査又は納入に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認められたとき

(5) 第14条の規定に違反したとき

2 甲は、乙について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

3 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責に帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

#### (契約の変更)

第18条 契約締結後において、天災地変等その他不測の事態に基づく経済情勢の激変により、契約金額が著しく不相当であると認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲又は乙は、相手方と協議の上、契約金額、履行期限その他の契約内容を変更することができる。

#### (権利義務の譲渡)

第19条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約により生ずる権利、義務を第三者に譲渡又は、継承してはならない。ただし、売掛金債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

#### (談合等の不正行為に係る解除)

第20条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき

(2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたと

き（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）

- (3) 競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき
  - (4) 乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき
  - (5) 第3項の規定による報告を行わなかったとき
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、第1項第3号又は第4号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

#### （談合等の不正行為に係る違約金）

第21条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令に係る行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第2項又は第4項及び第20条の2から第20条の6の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令に係る行政事件訴訟法に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき（独占禁止法第63条第2項の規定により当該納付命令が取り消された場合であっても影響を及ぼさない。）
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき
- (4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき
- (5) 前条第1項第3号、第4号又は第5号のいずれかに該当したとき

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第2項又は第4項の規定による納付命令（独占禁止法第7条の2第7項、第8項又は第9項の規定の適用がある場合に限る。）を行い、当該納付命令に係る行政事件訴訟法に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき（独占禁止法第63条第2項の規定により当該納付命令が取り消された場合であっても影響を及ぼさない。）
  - (2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき
  - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき
- 3 乙は契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき請求することを妨げない。

#### **（違約金に関する遅延利息）**

- 第22条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
- 2 遅延利息が100円未満であるときは、支払うことを要せず、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

#### **（機密の保持）**

- 第23条 乙は、本契約に基づく業務処理に当たって取得した甲及び厚生労働省の業務内容に関し、これを外部に漏らしてはならない。

#### **（属性要件に基づく契約解除）**

- 第24条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
  - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
  - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### **(行為要件に基づく契約解除)**

第25条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

#### **(表明確約)**

第26条 乙は、前二条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前二条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

#### **(下請負契約等に関する契約解除)**

第27条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

#### **(厚生労働省所管法令違反に係る報告)**

第28条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告しなければならない。

#### **(厚生労働省所管法令違反に係る契約の解除)**

第29条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき
  - (2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき
  - (3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき
- 2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

#### **(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)**

第30条 前条の規定により甲が契約を解除した場合に、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

#### **(契約解除に基づく損害賠償)**

第31条 甲は、第24条、第25条、第27条第2項及び29条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第24条、第25条、第27条第2項及び29条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

#### **(不当介入に関する通報・報告)**

第32条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

#### **(契約の内容に適合しない場合の措置)**

第33条 甲は、第6条第4項及び第7条1項に規定する検査に合格した後において、本契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知った時から1年以内に（数量又は権利の不適合については期間制限なく）その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。

- (1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと



(2) 直ちに代金の減額を行うこと

2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。

3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適用するものとする。

**(協議)**

第34条 本契約条項に疑義があるとき、又はこの契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議の上、これを定める。

**(紛争の解決方法)**

第35条 この契約に関し、疑義紛争が生じた場合は、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、解決するものとする。

2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については、金沢地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

**(存続条項)**

第36条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第17条第2項、第21条、第22条、第23条、第24条、第30条、第31条、第33条、第34条及び本条はなお有効に存続することとする。

上記契約の締結を証するため本証書2通を作成し、双方記名押印の上、各々1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 石川県金沢市西念3丁目4番1号  
支出負担行為担当官  
石川労働局総務部長

秋葉 大輔 印

乙 ○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○ ○○○○○  
○○○○○

○○ ○○ 印

## 別 表

対象機器	数量	設置場所	契約料金（単価は消費税抜き）		
			モード	単価	控除率
リコー IMC6000	1	金沢公共職業安定所 (金沢市鳴和1-18-42)	モノクロ  カラー	1枚目から 円  1枚目から 円	%
リコー IMC6000	1	小松公共職業安定所 (小松市日の出町1-120)	モノクロ  カラー	1枚目から 円  1枚目から 円	%
リコー IMC6000	1	白山公共職業安定所 (白山市西新町235)	モノクロ  カラー	1枚目から 円  1枚目から 円	%

## 計算時の確認事項

- ・各モードの複写枚数から乙の技術員が機器の保守に当たって機器の点検・調整のために使用したテストコピーと乙の責に帰すべき原因による不良コピーを上記（控除率）のとおりとみなし控除する（控除枚数の算出に当たっては、少数点以下を切り上げるものとする）。
- ・料金の請求に当たり、円未満は切り捨てることとする。

様式1

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
石川労働局総務部長 殿

商号又は名称  
代表者氏名

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委託する相手方の業務の範囲
3. 委託を行う合理的理由
4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式2

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
石川労働局総務部長 殿

商号又は名称  
代表者氏名

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

### 様式3 履行体制図

#### 【履行体制図に記載すべき事項】

- ・ 各事業参加者の事業名及び住所
- ・ 契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・ 各事業参加者の行う業務の範囲
- ・ 業務の分担関係を示すもの

#### 【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	石川県〇〇市・・・	円	
B			
C			

